

発 財 第 519 号

令和2年11月5日

教育長  
各部長・事務局長  
各課長・所長 } 様

市長

令和3年度当初予算編成方針について（通知）

倉吉市財務規則第7条の規定により、令和3年度の市の当初予算を編成するに当たっての方針（令和3年度当初予算編成方針）を定めたので、次のとおりこれを通知します。



## 令和3年度当初予算編成方針

〔令和2年11月4日〕  
企画審議会決定

本市においては、令和2年度を第11次総合計画及び総合戦略の最終年としており、これまで子育て・産業振興などを中心に計画的に各種施策を実施してきました。その結果、国立社会保障人口問題研究所が平成25年3月に公表した推計人口に比べ、平成30年3月に公表された同値が上振れたものとなるなど、一部にその成果も現れてきています。

令和3年度は、現在策定中の次期総合計画（令和3～12年度）の初年度に当たることから、現行総合計画の進捗状況も見きわめつつ、本市の重点課題（安定した雇用、新たな人の流れ、子育て環境、魅力的な地域）を解決するため、優先的かつ集中的に取り組むものとしします。

また、第3次行財政改革計画においては、集中改革プランの優先すべき分野として「公共サービスの民間参入の促進」「適正な受益者負担の推進」「公共施設の有効活用や再配置の検討」を掲げており、これらを中心に今後の行財政改革を進めることとしています。

全国的に新型コロナウイルス感染症拡大が収まりを見せません。政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）で、感染症拡大による我が国経済への影響は甚大で、これまで経験したことのない国難とも言うべき局面に直面しており、極めて厳しい状況にあるとしています。また、サービス業のみならず、製造業にも広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではなく、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくこととしています。

本市においても、市民生活や地域経済に大きな影響が出ており、令和2年度においては、それらのいち早い回復や、新型コロナウイルスとの共存のための新しい生活様式を構築するための対策を、国の地方創生臨時交付金を活用しながら行なっております。同時に、不足する財源については多額の基金取崩により対応しており、今後も非常に厳しい財政運営になるものと危惧しているところです。

また、政府は、今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず社会変革の契機と捉え、「新たな日常」の構築の原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進するためのSociety5.0を実現し、地方創生に向けてSociety 5.0を全国で展開し、豊かで暮らしやすい魅力的な地方を実現し、また災害等の

リスクに強い強靱な国づくりにもつなげるとしています。

本市にあっても、地域経済の落ち込みによる大幅な税収減が見込まれる中ですが、感染症拡大で浮き彫りとなった課題を解決しながら、選択と集中によって限られた財源を有効に活用し、国・県とともに引き続き地方創生を力強く推進するため、このとおり令和3年度の本市の予算の編成方針を定めます。

## (別添・令和3年度当初予算編成方針に関する基本的な考え方)

### 1 本市の財政状況

令和元年度決算において、市の基金全体（特別会計に関するもの及び定額運用のものを除きます。）の残高は、平成30年度決算時に比べ3億6,000万円余減少して48億円余となり、基金の取崩しが進みました。さらに、令和2年10月専決予算後の基金残高は42億円まで減少する見込みです。

また、市の経常収支比率（令和元年度決算値）は、県内市町村で3番目に高い値の95.8%で、平成28年度以降きわめて高い水準のまま推移しており、市財政の硬直化を端的に表しています。これは、市税、地方交付税等の一般財源収入の減少と義務的経費の増大が大きく影響しています。具体的には、令和元年度で普通交付税の合併算定替の措置が終了したことや、近年頻発する災害の復旧や小中学校の耐震化・空調整備、工業団地の整備、第2庁舎の整備、ラグビー場等の体育施設整備等の起債償還により、引き続き公債費が高い水準に留まることが見込まれること、今後も社会保障費が増大していくことが要因として挙げられ、中長期的に厳しい財政運営となることが予想されます。

### 2 予算編成の具体的な方針

予算編成の具体的な方針を次に掲げるとおりとします。

#### (1) 政策的な施策の実施

第12次倉吉市総合計画及び、並行して展開する地方版総合戦略の計画期間の初年度を迎えることから、これらの計画等に掲げる目標の達成又は課題の克服がなされるよう事業を計画すること。また、これまでの計画の継続性も意識しながら関連する施策の確実な実施に留意すること。

#### (2) 行財政改革の徹底

平成30年1月に策定した第3次倉吉市行財政改革計画の実行を徹底し、とりわけ、このうち第3次行財政集中改革プランの実施項目を着実に実施することで、市の行財政を、将来にわたって、安定的で持続可能なものにつなげること。

#### (3) 県立美術館との相乗効果の創出

令和6年度オープン予定の県立美術館のコンセプト「未来を『つくる』美術館」を念頭に、大御堂廃寺跡・倉吉交流プラザ・白壁土蔵群・ポップカルチャー等との連携を図り、県内外及びインバウンドを含めた多くの観光客等呼び込むため、また市全体に賑わいを創出するための施策を部局間が連携して積極的に検討すること。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症への対応

未だ感染拡大を続ける新型コロナウイルスへの対応として、令和2年度に引き続き「切れ目のない市民生活・地域経済への支援」を最優先に、新たにウィズコロナ・アフターコロナに対応す

べく前例踏襲主義を見直し、行政手続きの簡素化や職員自身の働き方改革につながる施策を検討すること。

### 3 予算編成に当たっての留意事項等

以上を踏まえ、予算編成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- (1) 政策的に取り組む事業は、中長期的な視点に立ち、目的や効果に照らして、必要性や優先順位などを十分精査したものとすること。
- (2) 継続的に実施している事業は、その目的や効果をあらためて確認し、その工程や財源を検証した上で、ゼロベースでの見直しを検討したものとすること。
- (3) 事務事業の整理統合、部局間の連携等により効率的に施策を実施するものとし、効果的な事務事業の執行方法を確立するものであること。
- (4) 特に補助金等は、倉吉市補助金等ガイドラインに基づく見直しを行うものであること。
- (5) 国県等の動向を的確に把握し、各種の制度による財源を効果的に活用したものとすること。
- (6) 経常経費等又は政策経費（これらの内訳の場合を含む。）について、経費の区分ごとに編成の基準を設けることとし、その他詳細は、別に総務部長が通知するものであること。